

(2) 改善計画の認定の取消（法第9条第2項関係）

- イ 法第9条第2項により、都道府県知事は、認定事業主が認定計画に従って改善措置を講じていないと認めるときはその認定を取り消すことができることとされていることから、都道府県知事は、認定計画の実施に遅滞があると認められる場合には、認定事業主に対し、認定計画に従って改善措置を講じるよう認定事業主を指導するほか、必要に応じ、認定計画の変更を指導するものとする。
- ロ 法第9条第2項により、都道府県知事は、認定計画の実施に著しい支障が生じ当該認定計画に従って改善措置が講じられる見込みがなくなったと認められる場合には、当該認定を取り消すことができるものとされていること。